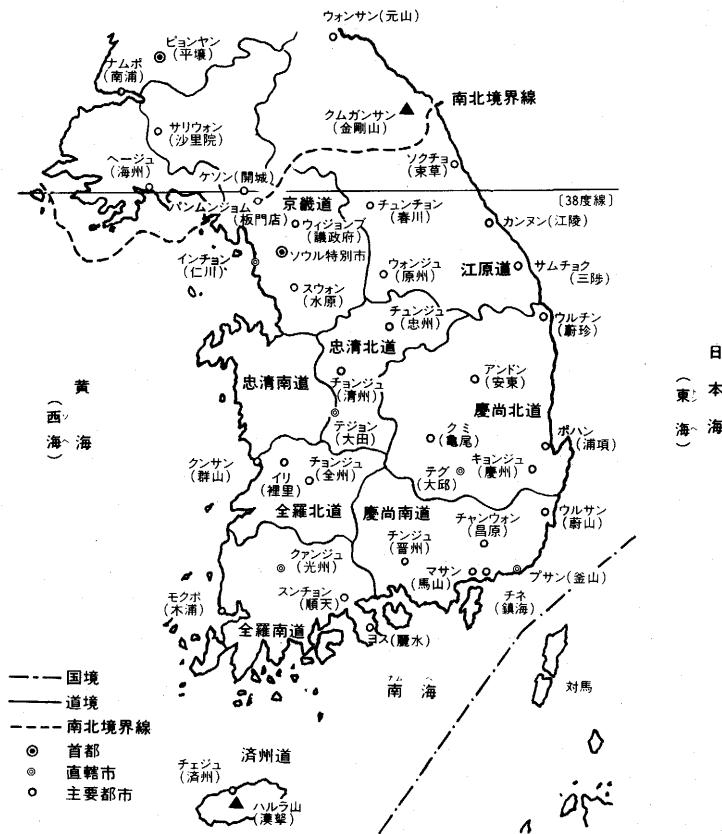


第1章 大韓民国の憲法制度

大 韓 民 國	
面 積 9万9313km ² (1996年)	政 体 共和制
人 口 4599万人 (1997年央, 推定総人口)	元 首 金大中大統領
首 都 ソウル	通 貨 ウォン (1米ドル=1415.2ウォン, 1997年末)
言 語 韓国語 (朝鮮語)	
宗 教 キリスト教 (プロテスチント, 力 トリック), 仏教, 儒教	会計年度 曆年に同じ



はじめに

1945年8月15日の大日本帝国の敗戦に伴う植民地支配からの解放（光復）は、民族独立気運の強い高まりを朝鮮半島にもたらした。同月中の朝鮮建国準備委員会の結成、そして同年9月6日には幅広い支持の下に「朝鮮人民共和国」の独立が宣言された。しかし、この建国は米国を中心とする西側連合国軍の支持を得られず、南からの米軍、北からのソ連軍の進駐によって軍政が敷かれることではなく潰え去ることとなった。その後12月の米英ソ・モスクワ外相会議による米ソ共同（分断）管理体制を経て、47年の米国主導による独立問題の国連審議とソ連の拒否。48年2月の米軍支配地域における単独選挙実施の国連決議により、反対運動が広範に繰り返されるなか、南側の米軍支配地域のみで5月10日選挙が強行され、5月31日の制憲国会の招集、そして48年7月17日に大韓民国憲法の制定・公布が行われ、同年8月15日には大韓民国政府の樹立が宣言された。これに対応して、朝鮮半島の北側では（すでにソ連から行政権限を移管されていた）北朝鮮人民委員会の指導により、48年8月25日に最高人民会議の選挙が行われ、同年9月8日に朝鮮民主主義人民共和国憲法の制定、翌日9月9日に朝鮮民主主義人民共和国政府が成立了。この時以降、東西軍事対立の最前線で同じ民族同士が対峙する状態が（50年6月の朝鮮戦争など、直接戦火が交えられる事態も含めて）今日に至るまで継続することとなったのである⁽¹⁾。48年以降は、南北いずれの憲法も、朝鮮半島全体を統治の対象とし、相互に相手側の政府を認めない立場をとっていたが、72年2月米国のニクソン大統領の訪中など東西対立緩和の影響下、大韓民国と北朝鮮・朝鮮民主主義人民共和国双方の話し合いによる南北統一に関する共同声明（7・4共同声明）が発表され、互いに相手側政府の存在を前提として自主的・平和的で民族大団結による統一をはかることが確認された。同年12月27日発効の大韓民国第4共和制憲法には前文、第35条、第43条3項などで「祖国の平和的統一」が明記され、また同日に制定された朝鮮

民主主義人民共和国社会主義憲法でも第9条に「自主的」「平和的」「民族大団結」による統一が規定された。共同声明に基づき開始された南北赤十字と調節委員会の話し合いは、その後、73年8月の金大中氏拉致事件によって頓挫したが、両憲法上の規定は維持され、90年8月15日北朝鮮・朝鮮民主主義人民共和国からの提案で開始された南北高位級会談（南北首脳会談）では、91年12月の第5回会談で和解（内政不干渉）、不可侵（段階的軍縮）、交流協力（経済協力、離散家族の自由往来）を内容とする「南北基本合意書」が採択された。「平和統一」の合意は基本的に維持されてきたといえるのである。91年9月17日には、南北両国の国連同時加入も実現している。

大韓民国（以下、『韓国』と略称）においては、当初から「分断国家性」「反共」に基づかれた政治権力により、若干の例外時（4・19学生革命による李承晩政権崩壊後の張勉政権時等）以外は、韓国国民の民主的意思にそろそろというよりは、権威的に国民を指導するという統治傾向が強く、立憲体制をとりながらも、国家の側の抑圧と民衆の反政府民主化運動という対立の図式から長らく抜け出しができない状態が続いた。

こうした状態が大きく転換し、急速に民主化へと方向が切り替わったのは、オリンピック開催を翌年に控えた1987年6月29日、与党・民主正義党の指名する盧泰愚（ノ・テウ）大統領候補が突然テレビを通じて、大統領直接選挙の実施、金泳三（キム・ヨンサム）氏、金大中（キム・デジュン）氏等の政治犯の赦免復権、言論の自由の保障など「民主化8項目」を宣言して以降である。また同年に改正・成立した1987年憲法（現行憲法）は3・1独立運動と4・19学生革命の成果を前文に謳い、自由民主的基本秩序の維持と国民の基本権保障の強化を掲げた、従来にない憲法の改正となった（歴代の韓国憲法はいずれも、形式上は48年憲法から改正されてきたものとされている）。87年憲法による「第6共和制」は、盧泰愚氏を最初の大統領に選び、ソウル・オリンピックを成功させ、次期の92年選挙では文民出身の金泳三大統領を誕生させた。この間に地方自治法の回復や、民法の戸主制度改正、憲法裁判所制度の新設、国籍法の父母両系主義の採用など、次々と民主的な改革がもたらさ

れ、民主化の流れ自体は確固たるものとなったといえる。97年12月18日には、現行憲法下での第3回大統領選挙が行われ、国民会議の金大中氏が長年の活動を実らせ、4度目の挑戦で大統領に当選した。金大中氏は、98年2月、全羅南道出身者としては初の大統領に就任した⁽²⁾。

現行憲法下で、気がかりなことといえば、依然続く南北分断・対立構造の下で、国家保安法等の治安法体制を払拭しきれない点⁽³⁾、大統領選挙等を通じて慶尚道と全羅道等の地域対立構造が助長されているように見えること⁽⁴⁾、権威主義的な政治手法も依然払拭しきれていないように見える点などであろう⁽⁵⁾。まさに韓国法は変化の途上にあるのである。

これとともに、特に金大中大統領は、1997年の選挙戦において自民連総裁の金鐘泌（キム・ジョンピル）氏との連合に際し、重大な政治的合意を交わしたとされている。それによると、98年2月現在の国会議員の任期終了5ヵ月前の99年末までに、大統領制から議院内閣制への変更を柱とする大幅な憲法改正が行われることとされている。しかし、国会議席の過半数を維持しているハンナラ党は、議院内閣制に反対の立場を表明しており、さらに議院内閣制実現のための憲法改正には、国会議員の3分の2の賛成と国民の過半数の承認が必要となるが、その点でも、国民会議、自民連の議席数は過半数に満たず、この構想の実現はきわめて不確かな状態におかれている⁽⁶⁾。しかしながら現行87年憲法の構造を論じるに際し、この点は大きな課題である。

これらに、さらに一点付け加えるならば、1997年アジアに吹き荒れた経済不況の嵐は、韓国経済にも大きな打撃を与え、国際通貨基金（IMF）および欧米を中心とした外国の諸銀行からの緊急支援を受けることとなった。金大中大統領はIMF合意を遵守すると公言したが、その一方で選挙中はIMF合意を攻撃し、労働者の権利を保障することもまた選挙公約としてきたことから、経済的な苦境を乗り越える過程で、大きな政策変更を国民に再度納得させなければならない。韓国社会独自の法文化も大きな変化を迫られることになるだろう。この点からも、韓国法はまさに変動の渦中にあると言える⁽⁷⁾。

以上のように韓国法は、民主化と変動の最中にいる。この点を念頭におい

ていただき、韓国憲法制度の変遷を、特に光復（日本の植民地支配からの解放）以後を中心に解説したい。

I 総 説

大韓民国は朝鮮半島（約22万1000平方キロメートル）の、南側ほぼ半分（9万9000平方キロメートル）を占める共和国で、北緯38度線にそって南北を分断している軍事境界線によって北側の北朝鮮・朝鮮民主主義人民共和国と対峙した位置関係にある。人口は約4600万人。このように、形式上、元来一国であった国家・国民が分断され、対峙し合っているのはこの韓国と北朝鮮・朝鮮民主主義人民共和国の例が唯一残された事例であり、統一は両国民の悲願となっている。

本章では、韓国の法制度を検討する上で、それを特徴づける諸点をあげておきたい。

朝鮮半島には、歴史上さまざまな国家が盛衰を刻んだが、7世紀後半の新羅による統一以降は、他国の侵略を受けることなく、ほぼ半島全体で安定・自立した統一国家を維持していた。しかしこの安定は、大日本帝国軍艦による江華島攻撃事件以来崩壊し⁽⁸⁾、その後大日本帝国による干渉・支配期が半世紀以上続く。この大日本帝国による植民地支配が1945年8月15日に崩壊し、朝鮮半島の民衆が光復を祝って以降、朝鮮国の再建を目指す運動が急速に半島に広がったが、その動きは、主として、連合国同士であった米国と当時のソビエト社会主义共和国連合との間の抗争対立（東西対立）によって引き裂かれ、48年の大韓民国と北朝鮮・朝鮮民主主義人民共和国両政府の成立にいたる。この過程は次章でたどるが、この南北の分断による対立構造（分断国家性）は韓国の法構造に避けがたい大きな影を落としている。すなわち韓国は、常に「北の脅威」を前提に、「反共」タブーを前提とした国家制度を形成せざるを得なくなり、軍部の強大な影響力を生み出した。また、その圧力

が民主化の進行を遅らせ、国家保安法を中心とする治安法体制を存続させることともなり、国内の人権保障にも大きなマイナス要因となった。軍部の影響力は87年以降の民主化の進行により減少しつつあるものの、「分断国家性」が生む悪影響は48年憲法と李承晩初代大統領による第1共和制から、現在の87年憲法と金大中大統領による第6共和制にいたるまで、基本的に変動することなく続いてきたといえる。これが第1点である。

一方、欧米列強による帝国主義的な侵略を経験した日本は、朝鮮半島への侵略により欧米と同列に並び、自国の近代化の遅れを回復しようとして、江華島事件（1875年）を引き起こし、以来70年に及び、朝鮮半島への干渉・侵略を続けた。特に1910年の日韓併合以来進められた、皇民化政策は朝鮮固有の文化を破壊し、日本側による文化・社会秩序の一方的な押しつけといえるものであった。またこの間、日本に先兵役を求める欧米列強も、朝鮮半島に植民地支配の手を伸ばしたため、朝鮮半島の自立的な近代化は大きく阻害された。李氏朝鮮国にも遅ればせながら芽生えつつあった近代化への改革の芽は、この間にむしろ歪曲されて、他国（大日本帝国）による支配の手段としての近代化に置き換えられてしまったといえる。この辛酸の歴史は、戦後の改革期の親日派追放へとつながり、さらに、固有の文化の回復、ひいては押しつけられたものとして近代化そのものの否定の根になっていた⁽⁹⁾。この間に蓄積された反植民地（反日）感情と民族意識は、法制度改編に関しても、戦後のいわゆる「儒林派」と「改革派」の対立において、改革派が儒林派への譲歩を余儀なくされ、結果的に、韓国法制度の近代化は足踏みすることになった⁽¹⁰⁾。いわば、近代化の遅れの根幹は、日帝支配期に近代化がねじ曲げられてもたらされたことに起因すると言うべきであろう。日本による強引な植民地支配への反発から「反日」タブーが生み出され、それがあるべき近代化への足枷になってしまったといえる。これが第2点である。

上述の点と併せて、韓国固有の法文化が、欧米近・現代法とは異質の独特的法制度や法運用をもたらしている点も指摘される必要がある。元来、韓国においては儒教的道徳観が深く根を下ろしてきていたが、これは当然ながら

欧米型の個人主義・自由主義を基盤とした近・現代法構造とは矛盾する面をもつ。例えば、1997年7月16日韓国の憲法裁判所は民法第809条の同姓同本間の婚姻禁止制度を「憲法不合致」とする決定を下しているが⁽¹¹⁾、これは90年の民法改正後も維持されてきた「本貫」という儒教的伝統と憲法上の両性の平等規定、婚姻の自由規定との調整をはかろうとした結果である。憲法裁判所決定は、98年12月末までの同条項の改正を命じている（期限内に改正されなかつたことから、99年2月現在、同条項は失効している）。また従来、民法に維持されていた家父長制概念は90年の民法改正で大きく変更されたが（戸主相続制の廃止）、家父長制そのものは依然民法中に存続している。韓国民法の親族相続規定は「家」制度に根ざす家族主義的身分関係と近代的な個人主義的身分関係の複合として構成されており、男系血統主義による「家」制度の維持が慣習として根づいている。これは中国の儒教的「宗族」制度を継受したものと理解されている。90年改正までは、具体的には「家」制度の統括者としての「戸主」による支配が維持されていた。ただし、朴大統領時代（第4共和制）以降の工業化の進展に伴い、古典的な「家」制度の崩壊が進み、都市への人口移動や核家族化が進むなかで、「戸主」による「家」制度維持という実体化がしだいになくなつていったことから（またおそらくは「戸主」制度が、韓国古来のものではなく、日帝期に日本から導入されたものであったことも反対を抑える契機となつて）、90年改正では戸主制度は大幅に近代化された。具体的には、戸主制度は残されたものの、戸主であることによる相続上の優遇は撤廃され、戸主の権利（第9・784・798・799条）・義務（第797・974条）もなくなり、戸主は「家」を代表するだけの形式的制度として単に「継承」するだけのものに改正された。戸主継承人が継承権を放棄した場合（第991条）には「家」が断絶する可能性も出てきた。一方、上述のように、本貫制度は憲法裁判所から「憲法不合致」決定を出されながらも慣習上は依然維持されている。これらは韓国社会における儒教的な価値観が今大きな変換期にあることを示しているといえるだろう。この変動しつつある儒教的な法文化体制が第3点目である。

最後に、儒教的伝統の特殊な形態として韓国の地域感情・地域主義問題を指摘したい。韓国各地では、民法に残された本貫制を典型とするような父兄血縁集団が集まって地縁化し、それが、郡、道内での婚姻を繰り返すなかで、地縁、血縁意識と結びついた強固な地域意識が形づくられていった。これがいわゆる「地域主義」である。近代法の前提が、一切の身分的な拘束から離れて自己の意思にのみ従う個人であるのに対して、韓国的な「我」(ナ)の意識は、このような血縁、地縁による「我々」(ウリ)のさまざまな「背景(ペギヨン)」規定のなかに存在する。本貫制、学閥、軍隊の同期会、社縁などのさまざまな背景のネットワークの累積のなかで、個人は「我」を見い出す位置を与えられているといえる⁽¹²⁾。地域主義は、近年、大統領選挙などに際し、その際だった実状が報じられることが多いが、官吏の採用や就職時にも地域主義（もしくはネットワーク性）は、今なお大きな影響力をもっている。われわれは、韓宝事件やセマウル疑惑などが報じられる度に、韓国における地縁、血縁のもつ大きな影響力に驚くこととなる。「光州事件（韓国では光州事態）」⁽¹³⁾に関してすら、全羅南道と他の地域（なかでも慶尚北道）の確執という特殊な要素が与っているという見方が全羅道においては少なくなっている。このように、とりわけ湖南（全羅道）と嶺南（慶尚道）の確執が語られるのは、それなりの理由がないわけではなく、慶尚南道出身の金泳三政権が誕生するまで、朴正熙政権から盧泰愚政権にいたる歴代政権はことごとく慶尚北道出身者で占められ、その間に採用された、政治・行政エリート（長・次官）の出身も相対的に慶尚北道出身者が多数を占めていたことも事実である⁽¹⁴⁾。また、全羅道は第一次産業の比率が高く、朴正熙政権以降の工業化や経済発展にとり残されたという不満も根強い。もっとも、こうした不均衡は各地域間の対立感情に起因しているというよりは、韓国各地域の強い郷土意識に因るるべきであろう。慶尚北道出身者に限らず、自分の郷里から最も信頼できる行政担当者を採用するのは韓国ではむしろ自然でもある。また、経済発展の不均衡に関しては、インフラ整備上都合のよいソウル地区と釜山地区に重化学工業化のための資本投資を重点的に配分投下し、それに

先導させる形で、経済全体の活性化をはかるという経済運営をとったことが、農漁業中心の旧構造を破壊し、地方から都市への大量の労働力移動をもたらした。これにより、韓国の穀倉と呼ばれた全羅道地域は重点的な重化学工業化地域から外されてしまったほか、第一次産業の破壊、都市への従属経済化という悪影響をとともに被ってしまったのである。産業構造の破壊や従属化は全羅道に限らず、農業地域全般の課題である。また、こうした経済発展の不均衡に慶尚北道政権が手をこまねいていたわけではなく、地方振興策や人口定着策などさまざまな措置が執られてきた。しかし、このような努力がなされているにもかかわらず、それが奏功しないかぎり、地域間の対立・確執が原因と云々されるところにこそ、地域主義の地域主義たるゆえんがあるともいえるのであろう。この点が第4点目である。

II 韓国法の沿革

1. 日帝侵略期以前（1875年まで）

朝鮮半島においては、紀元前の古代部族国家時代、高句麗、三国時代を通じて、中国の律令の影響を受けた法制度が存在したと伝えられている。これらは、朝鮮側の文献として残されているものではなく、すべて中国の記録であり、本文は現存していない。また中国側の記述も断片的である。例えば、馬韓においては古朝鮮期に箕子八条法と呼ばれる法典があり、殺人、傷害、窃盜、姦淫等の処罰が規定されていたといわれており、それは後に60以上の処罰規定に増加したと伝えられている（三国史記）⁽¹⁵⁾。ほかにも漢（イエ）族では家族関係に関し家父長制がとられ、今日にも続く同姓禁婚原則がとられていたと伝えられている（三国史記）。扶餘國の刑罰に関するも、死刑、賠償刑、奴婢刑、財産刑の存在等が伝えられている。また高句麗王朝期においては、小獸林（ソスリム）王の治世期に中国の律令を模範とした法制度が宣

布された（373年）と伝えられているものの、断片的な伝承以外は残されておらず、本文も残っていない。これは新羅の律令（520年）宣布に関しても同様である。百濟に関しては律令に関する記録は残っていない。新羅による三国統一後、文武（ムンム）王の治世期に唐の律令を模範として、さらに多くの法制度が整備された。その後、新羅は高麗に吸収される^{（16）}。

高麗王朝期の法制度に関しても、同様に断片的な記録と、後代の記載があるのみだが、当初十分な法制度が整備されていなかったところを、しだいに唐に倣った中央集権体制の国家制度を整備し、それを11代王文宗（ムンジョン）王の治世期に高麗式に整備し直したと伝えられている。律令に関しても徐々に整備が進み、中国の各王朝を模範とした律令整備が進められたと伝えられており、質量ともに高度で詳細なものへと発展した。ただし、1259年に蒙古に降伏して以降高麗律はしだいに廃止され、24代王元宗（ウインジョン）の治世には蒙古の慣習と明の律令を併せて新たに至元新格を規定し、それはその後改正を重ねて至正条格となって、高麗の国家・社会のあり方に大きな影響を及ぼした^{（17）}。

朝鮮半島独自の整備された法制度が出現したことを示すのは、李氏朝鮮期に入って以降である。明を宗主国とする李氏朝鮮は、当初、李の太祖により明律が国の刑法として採用されたが、その後、明の影響を受けた、独自の「経済六典」が編纂された。明律はその後も一般法としての地位を維持したが、やがて「経済六典」「続六典」が特に定めたものに関しては朝鮮固有のこれらの法典が優越することとなった。李朝時代には「経済六典」（1397年）から「韓國法典」（1910年）まで、主要法典としては10以上の法典が編纂された。この後、世宗（セジョン）の治世期に明律の模倣ではなく、朝鮮の国家・社会に合致した統一した法制度制定が行われ、睿宗（ヨジョン）の治世期に完成した（1469年）。これが「経国大典」である。その後「経国大典」はしばしば改正されたが、大典と続録を改正した第4次の「経国大典」が今日伝承されている、最も古い法文とされている。「経国大典」の編纂は、なによりも朝鮮独自の統治体制の確立という点で重要であり、特に、高麗王朝

期までの仏教に基づく統治体制と異なり、新しく儒教に基づく国家体制を整備した点が重要である。当時の民衆に対する法制度は、基本的に道徳律が主たる内容であり、國家の規制しなければならない刑罰や命令は、むしろ周辺に位置づけられた。それ以外の法文の大半は行政に関する官律であり、統治制度を定めたものである。また、世宗の治世こそが理想と考えられたため、できるかぎり改正すべきではないと考えられていた。李朝末期には、欧米の法制度・思想なども伝わったが、この世宗の統治を理想とする守旧的法思想はそれらの動きに対する反対、抑圧を生むこととなり、近代化を拒む要因となつた⁽¹⁸⁾。

2. 日帝侵略期（1876～1945年）

500年余続いた李朝末期には、欧米からの近代化の波に反対する動きが強まり、対外的には鎖国状態が続いた。ただし、近代化への試行が社会内部にまったくないわけではなかった。しかし、李朝政府はこれに強い弾圧で臨み、近代化の情報はほとんど遮断された状態となった。このような封建体制に対し、西欧列強国は1860年代以降しきりに李朝を開国を迫ったが（洋擾），最終的に暴力的な手段で開国させたのは、アジアのなかで一步早く欧米侵略の洗礼を浴びた日本であった。日本は、自国の立ち後れた近代化を巻き返し、欧米列強と並ぶ手段として、李氏朝鮮に対し江華島事件によって帝国主義的な侵略を試みたのである。その結果、李氏朝鮮は不平等条約である日朝修好条規を結び、開国を余儀なくされた。このあと、李氏朝鮮は欧米列強とも次々と同様の条約を結ぶこととなる。この一方、朝鮮内部でも欧米や日本の侵略に対抗すべく、近代的な制度への関心が高まり、金玉均（キム・オッキュン）ら独立党（トンニブタン）による守旧派政府に対するクーデタ（1884年、甲申政変）が起きる。しかしこの動きは、清国の干渉で3日を待たずに鎮圧された。さらに民衆の反封建・反侵略の動きは、その後壬午軍乱（1882年）や甲午農民戦争（1894年）等の形で現われるが、李朝政府とその背後にあつ

た日本は、強権でこれを弾圧した。この一方、朝鮮への利権獲得に乗り出していた日本は、それまで李氏朝鮮へ絶大な影響を行使していた清との対立を強め、ついに日清戦争に突入する（1894年）⁽¹⁹⁾。

日清戦争における日本の清国に対する攻勢と、李朝政府に対する圧力から、李朝政府は徐々に近代化へと方向転換を始めるが（甲午改革）、それは欧米による三国干渉により日本の影響が弱まったことも手伝って不十分に終わる。しかし、依然朝鮮への支配を模索していた日本は、井上馨公使を通じて改革案を提示し、これを受けて1895年に高宗は清国の影響の排除、国王親政、后嬪・宗戚の政治関与の排除など国家改革の基本を再整理した「洪範（ファンボム）14条」を発布することになった。しかしこれは自主的な近代化をもたらす以前に、弱体な朝鮮資本主義を寒風にさらすことを意味するにすぎず、朝鮮情勢は混迷の度を増した。この時期に、開化派の近代化改革が日本の帝国主義侵略に好都合に働き、これに反対する儒者たちの抗日運動（衛正斥邪）が義兵闘争の先駆けとなったことは、後に、近代化への道を遠ざける要因となったといえる。この後、日本は朝鮮支配をめぐって争った日露戦争に勝利し、ますます朝鮮に対する暴虐の度合いを強めた。この時期に結ばれた三次にわたる日韓協約（1994～97年）で、日本は統監府を設置して実質的に朝鮮を支配し、さらに朝鮮軍隊を解散に追いやって、日本軍が直接抑圧に乗り出す体制を作った。法制度もまた、日本主導での改革が断行され、1908年には欧米式の裁判所構成法が制定された。さらに「韓国司法事務及ビ監獄事務委託ニ関スル覚書」によって日本は司法権を掌握した。このような経過を経て、ついに1910年の日韓併合にいたるのである⁽²⁰⁾。

しかし、日韓併合後、ただちに日本の法制度が全面適用されたわけではなく、1910年に「朝鮮ニ施行スヘキ法令ニ関スル件」によって、朝鮮における法律事項は朝鮮総督の制令でこれらを定め、天皇の勅裁を要することとし、併合当時有効と認められた韓国法令も依然朝鮮人に適用されることとした。ただし、その後1912年には朝鮮民事令と朝鮮刑事令が出され、特別の定めがある場合を除き、原則として日本の民法、刑法が援用されることとされたよ

うに、日本支配に都合のよい法制度に関しては、しだいに日本法が適用されることとなった。一般に朝鮮の民事慣習は継続して有効とされたが、日韓併合後、日本は強力な同化政策（皇民化政策）をとって、朝鮮固有の慣行に次々と弾圧を加えた。日本の支配は、総督府を通じて行われたが、軍人の関与が強く、武斷政治と呼ばれた⁽²¹⁾。

併合前期の、日本による強引な統治のあり方は1919年の3・1独立運動など全国的な民衆の反乱を呼び起こした。これに対し、日本の総督府はさらに強力な弾圧をもってそれらにのぞむ一方、韓国側の自治に一定の譲歩を行う文化政策を実施して懷柔政策をとろうとしたが、朝鮮全体に広がった抗日の動きはすでに日本軍の力によっては抑えきれないものとなっていた。このようななかで、45年8月、日本の敗戦が訪れたのである⁽²²⁾。

3. 戦後から現在まで（1945年～）

日帝支配による辛酸の歴史からの解放は、（情報不足も手伝ってか）韓国国民にとって突然訪れた。朝鮮半島の民衆にとって、解放はすなわち独立を意味していた。しばらく解放の喜びが全半島を包み、その後親日派のページが進行した。その一方、これまで抗日運動を続けていた呂運享、安在鴻らを中心とする朝鮮建国準備委員会を設立し、民族主義運動家から社会主義者を含む全朝鮮の活動家を対象とした運動を実現しようとした。しかしながら、この時点ですでに米国を中心とする自由主義陣営とソ連を中心とする社会主义陣営間の東西対立は表面化しており、南からは米軍が、北からはソ連軍がそれぞれ進駐して、北緯38度線を境に分割統治することが密約されていた。この情報を知った建国準備委員会は、米軍の上陸の前日9月6日に朝鮮人民共和国建国を宣言したが、進駐してきた米軍司令部はこれを認めず、全朝鮮民族を対象とした独立がただちに実現できると考えていた建国準備委員会の目算は無惨にも挫折した。進駐米軍はその後、強力な軍政を敷き、45年12月にモスクワで開催された米英ソ外相会議では米ソ合同委員会の管理下に臨時政

府を樹立することが合意され、同政府はその後5年間米英ソ中の信託統治下におかれることが決定された。いわば大国間の駆け引きの下で、朝鮮民衆自身の独立の意向は圧殺されてしまったことになる⁽²³⁾。

その後1946年から47年にかけ、米ソ合同委員会はモスクワ条約の解釈をめぐって対立し、米軍の支配する朝鮮半島南部でも信託統治の是非をめぐり左右両派の対立が発生する。この問題は米国主導の国連に持ち込まれ、総選挙を通じての単一政府の樹立、米ソ進駐軍撤退が決議され、それを監視する国連韓国臨時委員団の派遣が決定された。同委員団は、48年1月ソウルに到着した。しかし、同委員団の活動はソ連の非協力により実施されず、半島北部の総選挙も実施できなくなった。これに対し国連小委員会は選挙実施可能部分のみの選挙実施権限を委員団に与え、結局48年5月米国の管理下、南半島部分のみによる総選挙が強行されることになった。選挙の結果、5月31日に、憲法制定のため、初代国会が開会され、第1回本会議で憲法起草委員会が選任され、同日から同委員会は活動を始めた。当初、二院制、議院内閣制が答申される予定であったが、当時の国会議長、李承晩の意向が入ったことで、国会は單院制、大統領制をとることと修正された。この案は同年7月12日に承認され、8月15日の光復節を期して大韓民国が成立した。初代大統領には李承晩が就任した。これが第1共和制である。他方北半島部分においても、ソ連の指導の下に、北朝鮮・朝鮮民主主義人民共和国が同年9月9日成立した⁽²⁴⁾。

制憲国會議員の任期満了に伴う第2回総選挙が1950年5月30日に実施されたものの、李承晩大統領の与党自由党は過半数を得られなかった。一方、同年6月25日には韓国動乱（朝鮮戦争）が勃発し、韓国はほぼ全土にわたって戦争に巻き込まれることとなった。この間、国会も釜山に所在を移すなど政局にも大きな影響が及んだが、米軍の仁川再上陸、再び北緯38度線の軍事境界線で双方の勢力均衡と休戦協定締結、という事態を経て再び均衡状態にいたった。この間米国は李承晩政権に経済援助を行い、逆に李承晩政権は安定に向かった。永久執権化をねらった李承晩は51年改憲案を提出するが大差で

否決される。その後、与野党から改憲案が提出される状況となるが、与党の工作による新羅会提出の第3の改憲案で再び大統領直選制が提案され、これが可決されたことから李承晩は再び大統領へと選出されることになった。その後、李承晩政権が継続し、独裁の様相を強めるなか、今度は大統領の3選禁止条項の撤廃問題が浮上し、改憲に足りないところを数字上の操作で改憲成立とするなど（四捨五入改憲）、李承晩の永久執権化が強行された。しかし、このような強引な政治運営と政治弾圧はかえって国民の反発をまねき反政府デモの頻発の後、60年4月の学生を中心とする大デモ（4・19義挙）によって李承晩は退陣に追い込まれた⁽²⁵⁾。

李承晩の下野の後、大統領権限の縮小、責任内閣制を骨子とした憲法改正が行われ、野党の民主党を中心に新たに張勉内閣（尹潽善大統領）が発足した（第2共和制）。民衆の力で新しい政治をもぎ取った自信は南北の統一に関しても一気に推進しようとする高まりをみせた。このような状況下、1961年5月16日「軍事クーデタ」が発生し、韓国は再び独裁状態へと逆戻りした⁽²⁶⁾。

軍事クーデタにより「軍事革命委員会」による権力掌握、非常事態宣言の後、1962年、大統領の責任制と直接選挙制、国会一院制などを謳った憲法改正が提示され、国民投票を経て成立した。これに従って63年10月5日大統領選挙が行われ、クーデタの中心であった朴正熙が大統領に当選した（第3共和制）。しかし、朴正熙大統領は李承晩同様、憲法改正による長期執権化をもくろみ、69年には大統領の3選禁止条項を改正し、3選までは認められることとした。このころ、韓国の頭越しに米中接近が行われるなど、東西の緊張緩和が進み、それに応じて韓国国内でも再度南北統一と民主回復への動きが高まった。72年7月には南北共同声明が出されるまでに至った⁽²⁷⁾。

しかし、永久執権化をねらっていた朴大統領は、1972年大統領に3選された後、半年を経ずして突然、非常事態による戒厳令を宣布し、さまざまな政治的権利の制限を行うとともに、大統領の選出を「統一主体国民会議」に託する改憲を提案、国民投票の結果、承認された。新設の統一主体国民会議は

大統領に朴正熙を選出、ここに永久執権化は達成されたかにみえた（維新体制、第4共和制）。しかし、民主回復を求める抵抗はとどまることなく（民主回復運動）、経済開発を軍事独裁とリンクさせた体制は79年の第二次石油ショック等による経済後退で大きく動搖した。このようなかで、79年10月26日朴大統領は、食事中、金載圭 KCIA 部長に射殺され、それとともに維新体制も終結をむかえた⁽²⁸⁾。

この後しばらく、民主化を求めるデモは韓国全土に広がった。しかし、軍部は1980年5月17日光州市で行われていた民主化要求デモを実力で弾圧し大虐殺を行うとともに、非常事態を宣言して権力を掌握、その後、光州事態の司令官であった全斗煥を中心とする政権を発足させた（第5共和制）。憲法も改正されて、大統領の任期は7年1期に限られた。第5共和制下も民主化要求運動はとどまることがなかったが、88年の全大統領の任期満了と新大統領選出、時期が重なったオリンピック開催を前に、再び軍部による改憲と全政権の延長が懸念されるなか、与党民政党の大統領候補であった盧泰愚は87年6月29日突然テレビ会見を開き、大統領候補談話として、大統領の直接選挙制、表現の自由など基本的人権の保障、大統領の任期を5年とし重任を禁止する、軍の政治的中立の明示など8項目を表明した。この民主化を保障する談話以降、韓国は実質的な民主化へと急速に変化していくこととなった⁽²⁹⁾。

盧泰愚談話を受け、改憲作業がただちに開始され、現行の1987年憲法が10月29日に公布された。この憲法は、人権条項を強化するとともに、権力機構を民主的に改革し、特に地域間格差の是正を謳っている。翌年の88年大統領選挙では、朴政権下、政治犯とされた金大中、金泳三両氏も立候補したが、与党民政党から立候補した盧泰愚候補が当選した（第6共和制）。盧泰愚政権の終了後、次期大統領選挙が行われる92年に軍部の反動が起こるのではないかと懸念されたが（92年政局）、実際には問題なく選挙が実施され、朴政権以降続いている軍人主体の政権から金泳三文民大統領へと政権は委譲された。その後の第3期目の大統領選挙では、朴政権下、政治犯として死刑判決を受けた金大中氏が大統領に当選した。87年憲法は、戦後、韓国国民が手にした

初めての実質的民主化憲法であったといえるが、依然、南北分断の影響による国家保安法体制が維持されている点、政権運用上、韓国固有の儒教的社會慣行が払拭しきれていない点、大統領選挙などで地域対立が露わになったように、地域主義を克服しきれていない点など課題は残されている。

III 1987年憲法の基本構成

現行憲法は、事実上1987年に新しく制定された内容をもつが、形式上は他の韓国の憲法同様、前憲法の改正条項により全面改正された憲法となっている。ただし、実質的には、現行憲法は、87年6月29日の盧泰愚大統領候補による民主化宣言を受けて、それまでの統一主体国民会議の大統領選挙人団による大統領間接選挙を変更し大統領直選制を定め、表現の自由等の人権保障を明示し、人身の自由に関する規定を改善するなど、第5共和制までとは明らかに質の異なる民主的な性格をもった憲法であるといえる。

1987年憲法は前文と全130条の本文、および6条の実施上の付則からなる。章立ては、第1章「総則」、第2章「国民の権利及び義務」、第3章「国会」、第4章「政府」、第5章「法院」、第6章「憲法裁判所」、第7章「選挙管理」、第8章「地方自治」、第9章「経済」、第10章「憲法改正」の全10章である。第4章の「政府」はさらに内容が第1節「大統領」と第2節「行政」に分かれる⁽³⁰⁾。

第2章「国民の権利及び義務」は第10条から第39条までを占めており、きわめて詳細に人権項目を規定している。特に人身の自由に関しては第12条、第13条、第16条などにきめ細かな保障規定を定める。この他の人権条項としては、居住移転の自由（第14条）、職業選択の自由（第15条）、幸福追求権（第10条）、平等原則（第11条）、財産権（第23条）、プライバシー権（第17条）、学問芸術の自由及び知的所有権（第22条）、通信の秘密（第18条）、良心の自

由（第19条）、言論・出版・集会・結社の自由（第21条）、選挙権（第24条）、公務担任権（第25条）、請願権（第26条）、裁判を受ける権利（第27条）、刑事上の国家補償請求権（第28条）、国家賠償請求権（第29条）、犯罪被害者への国家による救助（第30条）、教育を受ける権利・受けさせる義務（第31条）、勤労の権利・義務（第32条）、勤労者の諸権利（第33条）、社会保障の諸権利（第34条）、環境権・生活環境権（第35条）、婚姻の自由と両性の平等（第36条）、包括的人権保障と人権制限事由（第37条）、納税の法定及び義務（第38条）、国防の義務（第39条）が定められている。特に目新しい人権項目としてプライバシー権（第17条）、学問芸術の自由及び知的所有権（第22条）、環境権・生活環境権（第35条）、犯罪被害者への国家による救助（第30条）等が指摘できる。また、第9章「経済」は「国民」の経済活動の保障と「国家」の経済規制や経済計画に服する領域を明示し、いわゆる社会的市場経済の内容を規定するものである。

1987年憲法の基本性格として、憲法の規定上、(1)国民主権国家であること、(2)民主制国家であること、(3)社会的法治国家であること、(4)平和的民族文化国家であること、(5)社会的市場経済国家であること、(6)権力の分立による基本権保障国家であること、があげられている⁽³¹⁾。これらの基本的性格が規範性をもち国家を拘束するか、憲法改正上の制約原理として機能するかに関しては議論があるが、それらが87年憲法の基本性格として解釈各条項の解釈上の指針となる点に関しては異論がない。これらのうち(1)の国民主権国家であること、はすべての権力が国民の主権に発することを規定した第1条を受けたもの。(5)社会的市場経済国家であることは、上記第9章「経済」の国家が資源・経済の管理に一定の役割を果たすことを受けたもの、(6)権力分立による基本権保障国家であることは、文言のとおり、基本的人権の保障を国家の目的とし、そのために国家の権力集中の防止が定められていること、をそれぞれ意味している。(2)の民主制国家であることは、国家が民主的基本秩序を維持することを任務の一つとし、それに反する全体主義国家への策動を排除することを謳ったもので、いわば北朝鮮・朝鮮民主主義人民共和国に対峙

する分断国家性の反映といえる。(3)の社会的法治国家とは社会保障や義務教育保障、勤労の機会の確保、勤労者の権利など、社会権条項の実現に関し、国家が立法を通じて努力する旨を謳ったものである。(4)の平和的民族文化国家は、第5条の侵略戦争の否認や第6条の公布された条約の国内法的效果の保障などを受けた「平和国家」の部分と、前文にある「悠久の歴史と伝統を維持し」「民族文化国家を指向する」との部分を受けているが、これらに共通して流れているのは平和的な南北統一の希求という趣旨であり、「分断国家性」解消のための積極的な提言部分といえる。

IV 立 法

1987年憲法は、立法に関し、第3章「国会」において、第40条から第65条まで全26条を割いて規定している。第41条は国會議員が国民の普通、平等、直接、秘密選挙によって選出されること、定数が200人以上で、定数や選挙区比例代表区の規定は法律により定めることを規定する。国会は一院制である。現行の国會議員数は299議席で地方区253議席と全国区46議席に分かれ。地方区は小選挙区制で、全国区は比例代表制である。国會議員の任期は4年である(第42条)。また、兼職が禁止されており(第43条)、不逮捕特権(第44条)、国会で職務上行った発言や評決に対する免責特権(第45条)が認められている。その一方、清廉の義務(第46条)が課されており、国家利益を優先させて行動することや職権の不当な行使が名文で禁止されている。国会は毎年1回の定期会と大統領または在職議員の4分の1以上で招集される臨時会で通常の議案審議を行い(第47条)、特別に規定のある場合を除いて在職議員の過半数が定足数で、その過半数の賛成で議案を可決する(第49条)。法律案提出権は国會議員と政府にある(第52条)。国会で議決された法律案は政府に移送され、15日以内に大統領が公布する(第53条)、ただし大統領が法律案に異議がある場合は、その再審議を求めて国会に還付すること

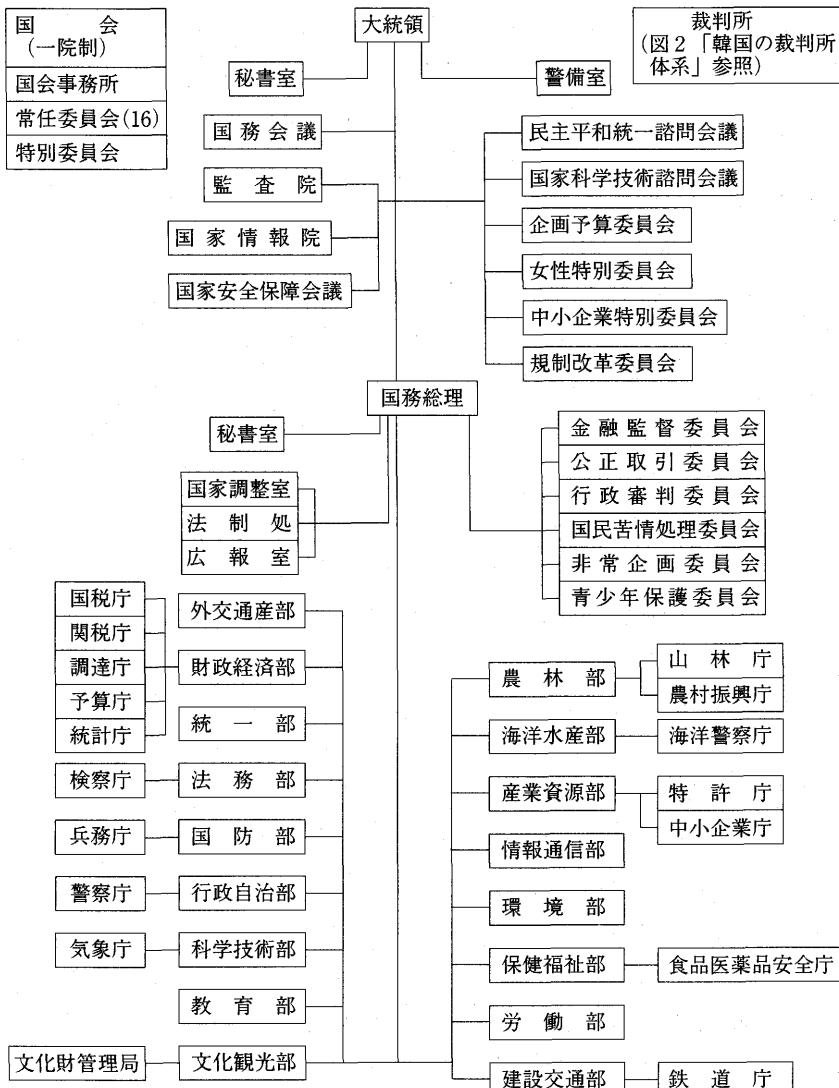
ができる（第53条2項）。ただし、部分的な修正の要求はできない（同条3項）。再議を求められた法律案は、在職議員の過半数の出席とその3分の2以上の賛成で法律として成立する（同条4項）。国会はまた予算を審議し（第54条）、条約に同意し（第60条）、国務総理、国務委員の解任を大統領に建議することができる（第63条）。さらに大統領、国務総理、国務委員、行政各部の長、憲法裁判所裁判官、法官、中央選挙管理委員会委員、監査院長、監査委員、その他法律で定められた公務員に対し、弾劾の訴追を議決できる（第65条）。また行政に対する一般的な監督権（第62条2項）をもち、規則制定権や議員懲戒権などの自律権をもつ（第64条）⁽³²⁾。

V 政 府

行政に関しては、第4章「政府」に、第1節「大統領」（第66～85条）、第2節「行政府」（第86～100条）に分かれた規定がおかれている。第2節はさらに、第1款「国務総理及び国務委員」（第86～87条）、第2款「国務会議」（第88～93条）、第3款「行政各部」（第94～96条）、第4款「監査院」（第97～100条）に分かれる。

政府の構成は二元的だが、行政権の中心は大統領であり、行政府ではない。まず大統領は国家元首であり（第66条1項）、政府の首班である（同条4項）。また、大統領は国民の普通、平等、直接、秘密の投票によって選出される（第67条1項）。大統領に立候補するには国会議員としての被選挙資格を有し、選挙当日満40歳に達している必要がある（同条4項）。大統領の任期は5年であり、重任は認められない（第70条）。大統領は条約の締結・批准、外交使節の信任など外交に関する権限をもち（第73条）、国軍の統帥権をもつ（第74条）。大統領は法律の執行のため、または法律の委任事項に関し大統領令を発令する権限をもつが（第75条）、法律の根拠を欠く場合でも、必要に際して最低限の緊急命令権・処分権をもつ（第76条）。この緊急命令・処分権

図 1 韓国の国家機構



(出所) アジア経済研究所編『アジア動向年報1998』アジア経済研究所、1998年に基づく。
韓国政府のインターネット・ホームページ (<http://www.gcc.go.kr/ehtm/organization/admin/index.html>) 参照。
機関名の特定に關し、国会図書館三満照敏氏の助言を仰いだ。

は事後速やかに国会の承認を得なければならない。さらに大統領は戦時等の国家非常事態に際し、戒厳を宣布することができる（第77条）。大統領は、憲法・法律に基づき公務員を任命する（第78条）。この他、大統領は赦免、減刑または復権に関する決定権をもち（第79条）、勲章等の栄典を授与し（第80条）、国会に出席して発言する権利をもつ（第81条）。大統領は、内乱または外患の罪を犯した場合を除き、在職中訴追されない（第84条）⁽³³⁾。

第2節「行政府」に関しては、前述のとおり内容が四つに区分される。ただし、監査院は行政府内部でも独立の機関というべきである。また行政の主要権限は大統領にあり、行政府は大統領の命令と法律の実施を監督する機関というべき地位にある。行政府の本体は大統領の意向が伝達・検討される国務会議であり、これを構成するのが大統領と国務総理、国務委員である（第88条）。国務総理は（国会の指名選挙ではなく）国会の同意を得て大統領が任命する（第86条1項）。国務総理は大統領を補佐し、行政に関し大統領の命を受けて行政各部を統括する（同条2項）。現役軍人は国務総理にはなれない（同条3項）。国務委員は国務総理の提請によって大統領が任命する（第87条1項）。国務委員は国政に関し大統領を補佐し、国務会議の構成員として国政を審議する（第87条2項）。現役軍人は国務委員にはなれない（第87条4項）。上述のように国務会議は大統領、国務総理、および15人以上30人以下の国務委員で構成され、国政の重要政策を審議する（第88条）。行政各部の長は国務委員から、国務総理の提請を受けて、大統領が任命する（第94条）こととされており、いわば大臣職にあたる。国務会議の審議を経なければならぬとされている重要事項には以下のようなものがある（第89条），すなわちその各号は、(1)国政の基本計画および政府の一般政策、(2)宣戦、講和等の対外政策、(3)憲法改正案、国民投票案、条約案、法律案および大統領令案、(4)予算等財政に関する重要事項、(5)大統領の緊急命令・処分命令、戒厳等、(6)軍事に関する重要事項、(7)国会の臨時会集会の要求、(8)栄典の授与、(9)赦免、減刑および復権、(10)行政各部の権限確定、(11)行政内の権限委任や配分に関する基本計画、(12)国政処理状況の評価・分析、(13)行政各部の重要政策樹

立・調整, (14)政党解散の提訴, (15)政府に提出・回付された政府政策にかかわる誓願, (16)公務員等の任命, (17)以上各号のほか, 国務会議参加者が提出した事項, である。このほか, 第2節「行政府」内には, 大統領の諮問に応じる機関として, 国家元老諮問会議(第90条), 国家安全保障会議(第91条), 民主平和統一諮問会議(第92条), 国民経済諮問会議(第93条)が設置できる旨の規定がある。

第4款の規定する「監査院」は, 国家機関および法律により設置された機関の会計監査とともに, 公務員の職務の監察を行う機関である(第97条), 監査院は院長を含め, 5人以上11人以下の監査委員で構成される(第98条1項)。その院長は国会の同意を得て大統領が任命し任期は4年, 1期に限り重任が認められている(第98条2項)。監査院業務の詳細は監査院法によって定められている⁽³⁴⁾。

VI 裁判制度

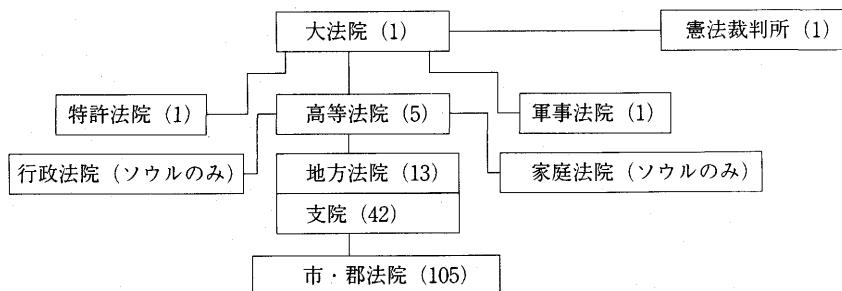
裁判制度に関しては, 第5章に「法院」として全10条の規定(第101~110条)が, 第6章に「憲法裁判所」の規定(第111~113条)がおかれている。ただし, 第110条は軍事法院の設置に関する規定であるため, 司法権の一般規定や通常法院に関する規定は9条分となる。司法権は大法院と各級法院で構成され, 一般には地方法院・家庭法院・高等法院・大法院の3審構造となっている(第101条2項)。これらの組織は法院組織法に規定されている。大法院は大法官, 大法院長で構成されている。ただし, 法律の定めるところにより大法官以外の法官をおくことが認められている(第102条3項)。大法官は大法院長の提請を受けて大統領が任命する, また大法院長は国会の同意を得て大統領が任命する, その他各級の法官は大法官会議の同意を得て大法院長が任命する(第104条)。大法院長の任期は6年で重任することができない, 一方, 大法官の任期も6年ではあるが連任が認められている(第105条)。法

官の身分保障規定としては第106条がおかれている。法律の違憲性が裁判の前提となった場合は法院から憲法裁判所へ提訴が行われる（第107条1項）。一方、命令、規則、処分の違憲性に関しては大法院が最終審査をする権限をもつ（第107条2項），この条項から下級法院も違憲審査権をもつものと理解される。さらに裁判の前審として行政審判制度が認められている（第107条3項）。裁判の審理・判決は原則として公開されるが、法院の決定により公開しないことができる（第109条）。大法院は法院の内部規律、事務処理に関し法律に抵触しないかぎりで規則制定権をもつ（第108条）⁽³⁵⁾。

上述のように軍事裁判に関し特別法廷として軍事法院の設置が認められている（第110条1項），軍事法院の上告審は大法院が管轄する（第110条2項）。

第6章には「憲法裁判所」の規定がおかれているが、より具体的な組織、業務は憲法裁判所法に定められている。憲法裁判所は以下の各号の事項を管掌する（第111条1項），すなわち，(1)法院の提請した法律の違憲審査，(2)弾劾の審判，(3)政党解散の審判，(4)国家機関相互の権限配分に関する審判，(5)法律の定める憲法訴願に関する審判，がそれらである。憲法裁判所は法官の資格のある9人の裁判官で構成し，それら裁判官は大統領が任命する。またそのうち，3人は国会選出のもの，別の3人は大法院長指名者を大統領が

図2 韓国の裁判所体系



（注）数字は設置数。

（出所）韓国政府のインターネット・ホームページ（図1参照）に基づき、筆者作成。

任命する、裁判所長官は国会の同意を得て、裁判官のなかから大統領が任命する（第111条）。憲法裁判所裁判官の任期は6年で法律の定めるところにより連任が認められている（第112条）。法律の違憲決定、政党解散決定、弾劾決定または憲法訴願の容認決定には裁判官のうち6人以上の賛成が必要となる。憲法裁判所の憲法訴願に関する審判（上記(5)）は、87年憲法によって初めて導入された制度で、その他の審判とは異なり、個人による主観的人権保障機能（憲法裁判所法第68条1項）と客観的憲法保障ともいえる機能（同法第68条2項）が規定されている。前者は公権力（一般法院の「裁判」は対象外とされる）の行使または不行使によって憲法上の基本権侵害を受けたものが求めうる、いわば伝統的な憲法訴願であるが、後者は、裁判係属中、当事者が法院に対し、憲法裁判所への違憲与否（違憲判断）の提請を要求したにもかかわらず、裁判所がそれを棄却した場合に、その棄却決定に基づき、当事者自ら憲法裁判所に提請することができるとするもので、個人の基本権保護と、客観的な憲法保障の機能を併せもった韓国憲法独特の制度である。憲法裁判所の決定形式としては、違憲・合憲決定のほかに、却下、棄却、認容、憲法不合致、一部違憲、限定違憲、限定合憲などさまざまな形態がとられている。このうち、違憲決定と憲法不合致決定に関し、違憲決定が下された場合はその法律（または条項）はその日から失効するが、憲法不合致決定では、その決定内容に従ってまず法改正を行わなければならず、指定された改正期間が経過した場合に、その法律（または条項）は失効するものとされている（同姓同本禁婚を定めた民法第809条1項を違憲とした決定は、1998年12月31日までに法改正されるよう命じていたが、依然法改正が行われていないことから、民法の同条項は99年1月1日以降失効している）。憲法裁判所は88年の発足以降、積極的に提請を受け付け処理してきたが、決定に執行力が付与されていない点や、学識経験者が裁判官に参加できない点、（法律以外の）命令・規則・処分等に関し大法院と違憲審査権限が競合する点などが問題点として指摘されている⁽³⁶⁾。

VII 地方自治制度

憲法は第8章「地方自治」として全2条をおいている（第117・118条）。ただし、第117条1項が、地方自治団体は住民の福利に関する事務を処理し、財産を管理し、法令の範囲内で自治に関する規定を制定できる、第118条1項が地方自治団体に議会を設置すると定めるのみで、地方自治体の種類（第117条2項）、地方議会の組織、権限および地方議会議員の選挙ならびに長の選任方法等（第118条2項）、他の具体的な内容はことごとく法律（地方自治法）の定めるところとなっている⁽³⁷⁾。

韓国における近代的な地方自治制度の発足は、1949年の地方自治法制定に始まるが、当初から同法は広域自治体である道とソウル特別市を政府直轄とし、その行政の長を大統領任命とするなど、自治法としては限定された内容をもつものであった。その後、同法は、88年復活改正を除いて5次に及ぶ改正を経たが、それらの改正では、自治法としての理念が十分実現されたとは言い難い内容にとどまっていた。また、61年5月の軍事クーデタとその後の朴正熙政権は、すべての地方議会を解散させるとともに、同年9月1日「地方自治に関する臨時措置法」を制定。各級の自治体の長を大統領の任命とし、解散中の議会の議決事項を内務部長官と知事の承認による実施時項とした上、同臨時措置法第11条に「地方自治法中、本法と抵触する規定は本法の規定するところによる」との規定をおいたことから、実質上地方自治制度は廃止状態に追いやられていた。88年4月6日および94年12月20日の法改正は、同臨時措置法を撤廃するとともに、地方自治体を特別市、広域市、道、の広域団体と、市、郡、区の一般地方団体の2種と定め、そのそれぞれに固有の事務権限を認めるほか、法令の範囲内の条例制定権を規定し、自治体の長と議会を住民の直選にからしめるとするなどまったく新しい内容となった。特別市（現在、ソウル特別市ののみ）には、地位、組織および運営上の特例を定めることが認められており、市長、市議会とは別に25の特別区が設置され、区

民の選出する区議会が置かれている⁽³⁸⁾。

- (注)(1) 光復前後の独立運動と米ソ軍の進駐の過程は李景珉『朝鮮現代史の岐路』平凡社、1996年に詳しい。
- (2) この論評として、倉田秀也「韓国第15代大統領選挙と政権交代論争」(『国際問題』455号)。
- (3) 朴燦運「廃止されるべき運命の国家保安法」(『法学セミナー』473号) 等。
- (4) 出水薰「韓国国政選挙における地域割拠現象再論」(九州大学『政治研究』45)。
- (5) 佐藤宏・岩崎育夫編著『アジア政治読本』東洋経済新報社、1998年、38ページ以下。
- (6) 内閣制と大統領制に関し、鄭萬喜「韓国憲法における政府形態の変遷」(早稲田大学『比較法』32巻1号)。
- (7) IMF改革諸法につき、三満照敏「金大中政権の改革立法」(『ジャーリスト』1131)。
- (8) 欧米や日本の開国圧力につき、例えば、武田幸男『アジア論IV、朝鮮の歴史』放送大学教育振興会、1990年、111ページ以下。
- (9) 日本による開化派、守旧派への圧力につき、升味準之輔『東アジアと日本』東京大学出版会、1993年、219ページ以下。
- (10) 李『朝鮮現代史の……』153ページ以下。
- (11) 憲裁1997・7・16. 95憲ガ6～13併合、官報13675号74ページ。
- (12) 服部民夫『韓国、ネットワークと政治文化』東京大学出版会、1992年／同「政治と人間関係ネットワーク」(谷浦孝雄編『地域研究シリーズ2 朝鮮半島』アジア経済研究所、1991年) 196ページ以下。
- (13) 全国学生総連合編『光州、80年5月、血の教訓』柘植書房、1986年。
- (14) 朴仁鎬『韓国地域発展論』多賀出版、1989年、149ページ以下。
- (15) 韓国法の歴史に関しては、基本的に、三満照敏「韓国の法制度」(山崎利男・安田信之編『アジア諸国の法制度<改訂版>』アジア経済研究所)／西尾昭『韓国その法と文化』啓文社、1993年／高翔龍『現代韓国法入門』信山社、1997年／武田幸男『アジア論IV、朝鮮の歴史』放送大学教育振興会、1990年／升味準之輔『東アジアと日本』東京大学出版会、1993年、および金哲洙『第11全訂新版、憲法学概論』博英社、1999年／同『韓国憲法の50年』敬文堂、1999年／丘秉朔『第三全訂版、新憲法原論』博英社、1996年／同『新韓国憲法論<新稿補訂(修正)>』日新社、1990年の韓国法史記述部分に依拠している。

- (16) 唐律は、新羅法の原型となった。
- (17) 西尾『韓国その法と……』102ページ以下。
- (18) 経国大典の固定化と、開化への圧力につき、例えば、同上、110ページ以下。
- (19) 例えば、升味『東アジアと……』219ページ以下。
- (20) 同上、236ページ以下。
- (21) 例えば、高『現代韓国法……』14ページ。
- (22) 李『朝鮮現代史の……』に詳しい。
- (23) 同上、195ページ以下。
- (24) 同上、247ページ以下。
- (25) 例えば、高『現代韓国法……』58ページ以下。
- (26) 例えば、西尾『韓国その法と……』162ページ以下／升味『東アジアと……』298ページ以下。
- (27) 例えば、西尾、同上、164ページ以下。
- (28) 維新体制終結後の民主化運動と外國の圧力に関し、全国学生総連合編『光州、……』90ページ以下。
- (29) 盧大統領誕生までの動きにつき、現代韓国研究会編『データブック、現代韓国』社会評論社、1990年、34ページ以下。
- (30) 法文に関しては、法務大臣官房司法法制調査部編『現行韓国六法』ぎょうせい参考。『小法典』玄岩社で確認。
- (31) 丘『新韓国……』111ページ以下。
- (32) 金『第11全訂新版、……』895ページ以下／丘『第三全訂版……』828ページ以下。
- (33) 金、同上、1023ページ以下／丘、同上、958ページ以下。
- (34) 金、同上、1068ページ以下／丘、同上、1023ページ以下。
- (35) 金、同上、1139ページ以下／丘、同上、1109ページ以下。
- (36) 金、同上、1272ページ以下／丘、同上、1184ページ以下。このほか憲法裁判所に関し、金『韓国憲法の50年』172ページ以下／森下忠「韓国の憲法裁判所」(『判例時報』1624号)等。
- (37) 丘、同上、1073ページ以下。
- (38) 西尾昭「韓国における地方自治法の改正」(『同志社法学』203号)。

<参考文献>

(1. 法令集)

法務大臣官房司法法制調査部編『現行韓国六法』ぎょうせい、邦文。
法制処編纂『大韓民国現行法令集』韓国法令編纂会。

『現行法令総集』大韓法令協会。

『法典』玄岩社。

(2. 判例集, 判例解説書)

法院行政処編『大法院判例集』。

法院行政処編『下級審判例集』。

憲法裁判所編『憲法裁判所判例集』。

崔泳準編『憲法裁判所決定例(改訂増補版)』博文閣, 1995年。

鄭在晃著『判例憲法(第2版)』吉安社, 1996年。

(3. 概説書)

高翔龍『現代韓国法入門』信山社, 1997年。

西尾昭『韓国その法と文化』啓文社, 1993年。

丘秉朔『第三全訂版, 新憲法原論』博英社, 1996年。

丘秉朔『新韓国憲法論<新稿補訂(修正)>』日新社, 1990年。

金哲洙『第11全訂新版, 憲法学概論』博英社, 1999年。

金哲洙『韓国憲法の50年』敬文堂, 1999年, 邦文。

崔龍基『大韓民国憲法<解説>』(樋口陽一・吉田善明編『解説・世界憲法集』三省堂)。

三満照敏『韓国の法制度』(山崎利男・安田信之編『アジア諸国の法制度<改訂版>』アジア経済研究所——第5共和制までの解説)。

孔星鎮・川勝平太編『韓国の政治』早稲田大学出版部, 1997年。

服部民夫『韓国, ネットワークと政治文化』東京大学出版会, 1992年。

佐藤宏・岩崎育夫編著『アジア政治読本』東洋経済新報社, 1998年。

韓国政治学会編, 安清市 外共著『現代韓国政治論』法玄社, 1986年。

(4. 歴史)

武田幸男『アジア論IV, 朝鮮の歴史』放送大学教育振興会, 1990年。

武田幸男『朝鮮史』山川出版社, 1985年。

鄭在貞／石渡延男・鈴木信昭・横田安司訳『新しい韓国近現代史』桐書房, 1993年。

池明觀『韓国, 民主化への道』岩波新書, 1995年。

升味準之輔『東アジアと日本』東京大学出版会, 1993年。

(5. 一般)

伊藤亜人・大村益夫・梶村秀樹・武田幸夫監修『朝鮮を知る事典』平凡社, 1986年。

伊藤亜人編『もっと知りたい, 韓国』弘文堂, 1985年。

現代韓国研究会編『データブック, 現代韓国』社会評論社, 1990年。

「特集・いま, 韓国法を学ぶ」(『法学セミナー』35巻9号, 1990年9月)。